

処 分 の 概 要	一般廃棄物収集運搬業及び処分業の停止命令
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の3
法令(例規)番号	昭和45年法律第137号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
処分基準の内容	<p>(事業の停止)</p> <p>第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p>
	処分基準の未設定理由 ア: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の4
法令(例規)番号	昭和45年法律第137号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
処分基準の内容	<p>(許可の取消し)</p> <p>第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第7条第5項第4号ロ若しくはハ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ロ若しくはハ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ニに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 第7条第5項第4号イからヘまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。)</p> <p>(5) 前条第1号に該当し情状が特に重いと、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき</p> <p>2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	一般廃棄物処理業者への必要な措置命令
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の3第1号
法令(例規)番号	昭和45年法律第137号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
処分基準の内容	<p>(改善命令)</p> <p>第19条の3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。)に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合(第三号に掲げる場合を除く。) 市町村長</p> <p>(2) 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準)が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合(次号に掲げる場合を除く。) 都道府県知事</p> <p>(3) 無害化処理認定業者により、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)又は産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物又は産業廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合 環境大臣</p>
	処分基準の未設定理由 ア: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>一般廃棄物処理基準不適合による処分者等に対する支障の除去等の措置命令</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の4第1項</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>昭和45年法律第137号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>民生部 環境生活グループ 環境衛生担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(措置命令) 第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者(第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行った市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>処分基準の未設定理由 (ア): 処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

処 分 の 概 要	処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7
法令(例規)番号	昭和45年法律第137号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
処分基準の内容	<p>(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)</p> <p>第19条の7 第19条の4第1項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>(1) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(2) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないとき。</p> <p>(3) 第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(4) 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第19条の4第1項又は第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p> <p>2 市町村長は、前項(第3号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第3項
法令(例規)番号	昭和45年法律第137号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
処分基準の内容	<p>第19条の7 3 市町村長は、第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。</p>
	<p>処分基準の未設定理由 ア: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担
法令(例規)名及び根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第4項
法令(例規)番号	昭和45年法律第137号
所管部署名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
処分基準の内容	<p>(生活環境の保全上の支障の除去等の措置) 第19条の7 4 市町村長は、第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第19条の4の2第1項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p>
	処分基準の未設定理由 ア: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	一般廃棄物処理業の許可手数料の徴収																		
法令(例規)名及び根拠条項	美幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第17条																		
法令(例規)番号	平成12年美幌町条例第29号																		
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当																		
処分基準の内容	(許可手数料) 第17条 第15条及び前条の許可を受けようとする者は、許可等の区分に応じ、別表1に定める手数料を納入しなければならない。																		
	別表1(第17条関係) <table border="1" data-bbox="453 860 1430 1330"> <thead> <tr> <th rowspan="2">許可の区分</th> <th colspan="2">手数料</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第7条第1項の一般廃棄物収集運搬業の許可又は同条第2項の当該許可の更新</td> <td>一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料</td> <td>1件につき 4,000円</td> </tr> <tr> <td>法第7条第6項の一般廃棄物処分業の許可又は同条第7項の当該許可の更新</td> <td>一般廃棄物処分業許可申請手数料</td> <td>1件につき 4,000円</td> </tr> <tr> <td>浄化槽法第35条第1項の浄化槽清掃業の許可</td> <td>浄化槽清掃業許可申請手数料</td> <td>1件につき 4,000円</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物収集運搬若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業に係る許可証の再交付</td> <td>許可証再交付手数料</td> <td>1件につき 600円</td> </tr> </tbody> </table>			許可の区分	手数料		種別	金額	法第7条第1項の一般廃棄物収集運搬業の許可又は同条第2項の当該許可の更新	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 4,000円	法第7条第6項の一般廃棄物処分業の許可又は同条第7項の当該許可の更新	一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 4,000円	浄化槽法第35条第1項の浄化槽清掃業の許可	浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき 4,000円	一般廃棄物収集運搬若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業に係る許可証の再交付	許可証再交付手数料
許可の区分	手数料																		
	種別	金額																	
法第7条第1項の一般廃棄物収集運搬業の許可又は同条第2項の当該許可の更新	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 4,000円																	
法第7条第6項の一般廃棄物処分業の許可又は同条第7項の当該許可の更新	一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 4,000円																	
浄化槽法第35条第1項の浄化槽清掃業の許可	浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき 4,000円																	
一般廃棄物収集運搬若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業に係る許可証の再交付	許可証再交付手数料	1件につき 600円																	
備 考	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの																		

不利益処分 of 処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>一般廃棄物の処理手数料の徴収</p>																																												
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>美幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第18条</p>																																												
<p>法令(例規)番号</p>	<p>平成12年美幌町条例第29号</p>																																												
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>民生部 環境生活グループ 環境衛生担当</p>																																												
<p>処分基準の内容</p>	<p>(一般廃棄物の処理手数料等) 第18条 町長は、第10条の規定により行う一般廃棄物の処理手数料として、ごみ及びし尿について、別表2及び別表3に掲げる区分及び種別に応じ、同表に定める金額の手数料又は費用を徴収する。</p> <p>別表2(第18条関係) 一般廃棄物の処理手数料</p> <table border="1" data-bbox="451 920 1430 1431"> <thead> <tr> <th colspan="2">手数料の種類</th> <th colspan="2">取扱いの区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ごみ処理手数料</td> <td rowspan="4">収集運搬手数料</td> <td rowspan="4">一般ごみ</td> <td>容量 10リットル袋</td> <td>1袋</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>容量 20リットル袋</td> <td>1袋</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>容量 30リットル袋</td> <td>1袋</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>容量 40リットル袋</td> <td>1袋</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">粗大ごみ</td> <td>長辺が1メートル未満</td> <td>1個</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>長辺が1メートル以上2.5メートル未満</td> <td>1個</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直接搬入手数料</td> <td rowspan="2"></td> <td>家庭系直接搬入ごみ</td> <td>10キログラムごとに</td> <td>10kg</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>事業系直接搬入ごみ</td> <td>10キログラムごとに</td> <td>10kg</td> <td>90円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 事業系直接搬入ごみとは、法第7条に規定する許可業者とする。 2 手数料の算出に当たって、処理した量が基礎単位未満であるとき、又はその量に基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位量とみなして計算する。</p> <p>処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>					手数料の種類		取扱いの区分		単位	金額	ごみ処理手数料	収集運搬手数料	一般ごみ	容量 10リットル袋	1袋	20円	容量 20リットル袋	1袋	40円	容量 30リットル袋	1袋	60円	容量 40リットル袋	1袋	80円			粗大ごみ	長辺が1メートル未満	1個	250円	長辺が1メートル以上2.5メートル未満	1個	500円	直接搬入手数料		家庭系直接搬入ごみ	10キログラムごとに	10kg	80円	事業系直接搬入ごみ	10キログラムごとに	10kg	90円
手数料の種類		取扱いの区分		単位	金額																																								
ごみ処理手数料	収集運搬手数料	一般ごみ	容量 10リットル袋	1袋	20円																																								
			容量 20リットル袋	1袋	40円																																								
			容量 30リットル袋	1袋	60円																																								
			容量 40リットル袋	1袋	80円																																								
		粗大ごみ	長辺が1メートル未満	1個	250円																																								
			長辺が1メートル以上2.5メートル未満	1個	500円																																								
直接搬入手数料		家庭系直接搬入ごみ	10キログラムごとに	10kg	80円																																								
		事業系直接搬入ごみ	10キログラムごとに	10kg	90円																																								
<p>備 考</p>																																													

処 分 の 概 要	浄化槽の清掃について必要な指示
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	浄化槽法 第41条第1項
法令(例規)番号	昭和58年法律第43号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
処分基準の内容	<p>(指示、許可の取消し、事業の停止等) 第41条 市町村長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。</p>
	<p>処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	浄化槽清掃業の許可の取消し等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	浄化槽法 第41条第2項
法令(例規)番号	昭和58年法律第43号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
処分基準の内容	<p>(指示、許可の取消し、事業の停止等) 第41条 2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなったとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第12条第2項の命令に違反したとき。 (2) 不正の手段により第35条第1項の許可を受けたとき。 (3) 第36条第2号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなったとき。 (4) 第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (5) 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。</p>
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	騒音防止方法の改善命令 ①
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	騒音規制法 第12条第2項
法令(例規)番号	昭和43年法律第98号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
処分基準の内容	<p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定は、第7条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から3年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第1項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第8条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。</p>
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>騒音防止方法の改善命令 ②</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>騒音規制法 第15条第2項</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>昭和43年法律第98号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>民生部 環境生活グループ 環境衛生担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(改善勧告及び改善命令) 第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。</p> <p>処分基準の未設定理由 ㊦：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

処 分 の 概 要	振動防止方法の改善命令 ①
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	振動規制法 第12条第2項
法令(例規)番号	昭和51年法律第64号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
処分基準の内容	(改善勧告及び改善命令) 第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。 2 市町村長は、第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
	処分基準の未設定理由 ①ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	振動防止方法の改善命令 ②
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	振動規制法 第15条第2項
法令(例規)番号	昭和51年法律第64号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
処分基準の内容	<p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>処分基準の未設定理由 (ア)：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	悪臭排出物質減少措置の実施命令
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	悪臭防止法 第8条第2項
法令(例規)番号	昭和46年法律第91号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
処分基準の内容	(改善勧告及び改善命令) 第8条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	加害畜犬に対する処分
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町畜犬取締及び野犬掃とう条例 第5条1項
法令(例規)番号	昭和34年美幌町条例第10号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
処分基準の内容	(加害畜犬に対する処分) 第5条 町長は、人又は家畜に危害を加えた畜犬の飼育者に対し、当該畜犬の殺処分又は畜犬の性癖の矯正及びけい留その他危害防止のために必要な処置をとることを命ずることができる。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	墓地等の使用制限、使用禁止又は許可の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	墓地、埋葬等に関する法律 第19条
法令(例規)番号	昭和23年法律第48号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
処分基準の内容	第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	権利の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町墓園等条例 第11条
法令(例規)番号	昭和56年美幌町条例31号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
処分基準の内容	(権利の取消し) 第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、墓園等の使用許可を取り消すことができる。 (1) 使用権者が死亡した日から起算し、3年を経過しても承継する者がいないとき。 (2) 使用権者が許可を受けた日から起算し、3年を経過しても使用を開始しないとき。 (3) 使用権者が許可を受けた目的以外に使用したとき。 (4) 使用権者が転貸したとき。 (5) 法令又は条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>被保険者証の返還命令</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>国民健康保険法 第9条第3項</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>昭和33年法律第192号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>民生部 環境生活グループ 医療給付担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(届出等) 第9条 3 市町村は、保険料(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この項、第7項、第63条の2及び第68条の2第2項第4号において同じ。)を滞納している世帯主(その世帯に属するすべての被保険者が老人保健法の規定による医療又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(第6項及び第8項において「老人保健法の規定による医療等」という。)を受けることができる世帯主を除く。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。</p> <p>国民健康保険の保険料(税)滞納者に対する措置の取扱いについて(昭和61年12月27日保険発第113号)参照</p> <p>処分基準の未設定理由 (ア)：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

処 分 の 概 要	一部負担金不払いによる徴収
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	国民健康保険法 第42条第2項
法令(例規)番号	昭和33年法律第192号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
処分基準の内容	<p>(療養の給付を受ける場合の一部負担金) 第42条 2 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第43条第1項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第2項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第44条第1項第1号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。</p> <p>一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱について(昭和34年3月30日保発第21号)参照</p>
	処分基準の未設定理由 ア: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	故意の場合の給付制限
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	国民健康保険法 第60条
法令(例規)番号	昭和33年法律第192号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
処分基準の内容	<p>第60条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。</p> <p>法第60条中「故意の疾病、犯罪行為による疾病」については、麻薬中毒、無許可の銃の爆発による負傷、道路交通関係法令違反による事故にもとづく負傷、自殺未遂、自傷行為などによる負傷など。</p> <p>国民健康保険給付の取扱については、「昭和35年5月2日保発第53号 厚生省国民健康保険課長回答」による。</p> <p>国民健康保険法第60条及び第61条の疑義については、「昭和39年6月1日保文発第299号 厚生省国民健康保険課長回答」による。</p> <p>交通事故による給付制限については、「昭和46年5月11日保発第42号 厚生省国民健康保険課長回答」による。</p> <p>法第60条中「事故の故意の犯罪行為」の解釈については、「昭和44年2月3日保発第6号 厚生省国民健康保険課長回答」による。</p>
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	闘争・泥酔等の場合の給付制限
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	国民健康保険法 第61条
法令(例規)番号	昭和33年法律第192号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
処分基準の内容	<p>第61条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>法第61条の規定については、「闘争(喧嘩)、泥酔等または著しい不行跡による因果関係が明確な傷病」をいう。</p> <p>国民健康保険法第60条及び第61条の疑義については、「昭和39年6月1日保文発第299号 厚生省国民健康保険課長回答」による。</p>
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	療養に関する指示に従わない場合の給付制限
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	国民健康保険法 第62条
法令(例規)番号	昭和33年法律第192号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
処分基準の内容	第62条 保険者は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	強制診断等拒否の場合の給付制限
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	国民健康保険法 第63条
法令(例規)番号	昭和33年法律第192号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
処分基準の内容	<p>第63条 保険者は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第66条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。</p>
	<p>処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>保険料滞納の場合の保険給付の一時差止</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>国民健康保険法 第63条の2</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>昭和33年法律第192号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>民生部 環境生活グループ 医療給付担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>第63条の2 保険者は、保険給付(第43条第3項又は第56条第2項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。)を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>2 保険者は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。</p> <p>国民健康保険の保険料(税)滞納者に対する措置の取扱いについて(昭和61年12月27日保険発第113号)参照</p> <p>処分基準の未設定理由 (ア)：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

処 分 の 概 要	被保険者に対する不正利得の徴収
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	国民健康保険法 第65条第1項
法令(例規)番号	昭和33年法律第192号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
処分基準の内容	<p>(不正利得の徴収等) 第65条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。 法第65条第1項中「偽りその他不正の行為」については「(1) 無資格受診であるということを意識して受診したとき。(2) 被保険者の資格喪失後、故意に被保険者証を返還せず保険給付を受けたとき。(3) 他人の被保険者証により、保険給付を受けたとき。」</p> <p>不正利得の徴収事務については「昭和38年9月7日保文発第529号 厚生省国民健康保険課長回答」による。</p>
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	国保医に対する連帯納付命令
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	国民健康保険法 第65条第2項
法令(例規)番号	昭和33年法律第192号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
処分基準の内容	(不正利得の徴収等) 第65条 2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第88条第1項に規定する主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	療養取扱機関の費用納付命令等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	国民健康保険法 第65条第3項
法令(例規)番号	昭和33年法律第192号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
処分基準の内容	<p>(不正利得の徴収等) 第65条 3 保険者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第52条第3項(第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第54条の2第5項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>法第65条第3項中「その他不正の行為」については、「1 刑法第246条の詐欺罪及びその他の犯罪を構成する行為で診療報酬の支払いを受けたとき。2 社会通念上不正な行為と認められる行為で診療報酬の支払いを受けたとき。」</p> <p>「刑法246条昭和58年2月1日保発第11号、庁保発第4号、保険局長、社会保険庁医療保険部長から都道府県知事あて通知」による。</p>
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	後期高齢者医療保険料の徴収
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	高齢者の医療の確保に関する法律 第104条
法令(例規)番号	昭和57年法律第80号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
処分基準の内容	<p>(保険料)</p> <p>第104条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用(財政安定化基金拠出金及び第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。</p> <p>2 前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域のうち、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する被保険者の保険料については、政令で定める基準に従い別に後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課することができる。</p> <p>3 前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金及び第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の予想額、第116条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額、保健事業に要する費用の予定額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し、国庫負担並びに第百条第一項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね二年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。</p> <p>【北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例】</p> <p>第21条 市町村は、当該市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。</p> <p>2 賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割をもつて行う。</p> <p>3 賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割をもつて行う。ただし、当該市町村に住所を有しなくなった日に他の市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割をもつて行う。</p> <p>4 第2項の規定により算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げ、前項の規定により算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>【美幌町後期高齢者医療に関する条例】</p> <p>第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(2) 広域連合条例第16条の保険料の額に係る通知書の引渡し</p> <p>第3条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p>

	<p>(1) 美幌町に住所を有する被保険者 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける被保険者であって、これらの規定の適用を受けるに至った際美幌町に住所を有していた被保険者</p>
	<p>処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>後期高齢者医療保険料の督促</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>美幌町後期高齢者医療に関する条例 第5条</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>平成20年条例第12号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>民生部 環境生活グループ 医療給付担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(保険料の督促) 第5条 町長は、被保険者又は連帯納付義務者が納期限(前条第2項の規定により、町長が納期を定めた場合にあつては、当該納期に係る納期限)までに保険料を完納しないときは、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。ただし、法第112条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第13条の2の規定を適用する場合及び広域連合条例第17条の規定による保険料の納付を猶予する場合は、この限りでない。</p> <p>処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	後期高齢者医療保険料の延滞金の徴収
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町後期高齢者医療に関する条例 第6条
法令(例規)番号	平成20年条例第12号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
処分基準の内容	<p>(延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場 合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間 に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切 り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日 から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をも って計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 ただし、延滞金額に100円未満の端数を生じたとき、又はその全額が1,000円 未満であるときは、その端数又は全額を納付することを要しない。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日 当たりの割合とする。</p> <p>3 町長は、特別な理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減 免することができる。</p> <p>【北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例】</p> <p>第22条 延滞金は、被保険者から保険料を徴収する市町村が当該被保険者から 徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	後期高齢者医療の過料
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町後期高齢者医療に関する条例 第7条から第9条まで
法令(例規)番号	平成20年条例第12号
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
処分基準の内容	<p>(罰則)</p> <p>第7条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処することができる。</p> <p>第8条 町は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(町が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処することができる。</p> <p>第9条 前2条の過料の額は、情状により、町長が定める。</p> <p>2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	